協議3

秋田市マイタウン・バス南部線雄和Bコースにおける 移動円滑化基準適用除外車両の導入について

1 概要

バリアフリー法(※1) において、乗合バス車両(※2) を新たに導入する際には、乗降口の幅や車椅子スペース等について定めた移動円滑化基準(※3) への適合が義務付けられている。

しかし、秋田市マイタウン・バス南部線を運行する乗合バス車両については、 地形上の問題等により、平成21年10月の運行開始当初から移動円滑化基準の 適用除外認定を受けて運行している。このたび、運行事業者からの提案を受け、 雄和Bコースで使用している大型タクシー車両1台を乗合バス車両に更新するこ とから、移動円滑化基準の適用除外認定を受けた車両を導入するものである。

※1: 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)

※2:一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行の用に供する自動車 (乗車定員11人以上)

※3:移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第111号)

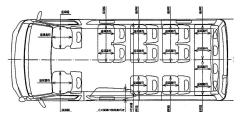
2 導入車両(案)

雄和Bコースで使用している大型タクシー車両1台(平成16年式、乗車定員10人)について、故障により運行業務に支障が生じているため、更新を行う。 導入車両については、運行事業者からの提案を踏まえ、現行の同型車両と比較し大きさが同じで乗車定員が多い小型バス(乗車定員14人)を導入することとする。

車名・型式		トヨタ ハイエース コミューター CBF-TRH228B-LETDK (H30年式)
導入車両数		1台
乗車定員		14名(客席13名)
車両サイズ	長さ	5,380 mm
	幅	1,880 mm
	高さ	2,285 mm
	車両総重量	2,950 kg
使用者		高尾ハイヤー株式会社(秋田市仁井田本町一丁目1-8)







3 移動円滑化基準の適用除外について

導入車両については、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」(平成19年国自技第200号)第3の規定に基づき、適用除外認定を申請するものである。

(1) 適用除外の認定を申請することができる自動車(同要領第3) 車両総重量5 t 以下であって乗車定員が23人以下の自動車

(2) 申請理由

秋田市マイタウン・バス南部線雄和Bコースを走行する車両のうち、大型タクシー車両1台に故障が発生していることを受け、現行の同型車両と比較し大きさが同じで乗車定員が多い小型バス(乗車定員14人)を導入したいと考えている。ただし、同車両については、移動円滑化基準に適合する乗降口の幅や床面の高さにすることが構造上困難であるため、適用除外認定を申請するものである。

4 適用除外認定を申請する移動円滑化基準の内容

第37条第2項:乗降口の幅(80cm以上)、スロープ板の備付け

第38条第1項:床面の高さ(地上面から65cm以下)

第39条:車椅子スペースの設置

第40条:乗降口と車椅子スペースとの間の通路の幅(80cm以上)、手すりの設置

第41条:運行情報を文字および音声により提供するための設備の備付け、 車外用放送設備の備付け、車両前面・左側面・後面への行き先表示

5 導入予定日

令和7年11月中旬予定(東北運輸局への必要な手続が完了後)

6 その他

車両の更新に伴い、雄和Bコースの常用車両および予備車両を次のとおり配車することとする。

(更新前) 常用車両:小型バス1台(※)、大型タクシー1台

予備車両:大型タクシー1台

※令和7年5月の協議会を踏まえ、導入した車両

(更新後) 常用車両:小型バス2台

予備車両:大型タクシー1台